

瀬戸内市分別収集計画

(第11期計画)



瀬戸内市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8

1. 計画策定の意義

平成16年11月に合併し、新しく誕生した「瀬戸内市」のまちづくりの基本は、「豊かな自然と歴史を活かした交流と創造の都市」の実現である。これは、今後の瀬戸内市の発展に最もふさわしい方向を選択し、新たな産業構造や社会情勢に対応していこうというものである。

このなかで廃棄物は、「生活利便性の向上」と「幸福感の提供」のなかで位置づけられており、ごみの減量化、資源化の推進が検討課題としてあげられている。快適でうるおいのある生活環境の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。

このような背景の中、本市では、容器包装リサイクル法第8条に基づき、令和4年度第10期分別収集計画を策定し実施してきたところであるが、ここに第11期分別収集計画を策定する。プラスチック容器包装に加え、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく、プラスチック製品を対象に加えることでより一層のリサイクル及びごみの減量化を推進します。

本計画の推進により、プラスチック製品・容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、ごみの減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方向は次のように示す。

- ・ゴミの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ・市民、事業者、行政が一体となつての排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。（次期見直し時期：令和10年度）

4. 対象品目

本計画の期間における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、アルミ、スチール、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、その他の紙、ペットボトル、その他プラスチックとする。

また、プラスチック資源循環法に基づきプラスチック製品を分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりとする。

なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量のうち、集団回収による量も含むものである。

（単位：t）

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,876	1,864	1,852	1,840	1,828
プラスチック製品	60	60	59	59	58

（算出方法）

直近年度の家庭ごみの収集実績×直近年度の容器包装廃棄物の比率※×人口変動率

※市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）表2-3-1 ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率を採用しています。

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は、次のとおりである。

施策名	具体的な内容
ごみ処理手数料の有料化	・ごみの分別化を推進するため、指定ごみ袋などの方法でごみ処理手数料の有料化を行う。 ・クリーンセンターかもめに持ち込まれたごみの処理手数料を改定する。
啓発活動の充実	・ごみ処理施設の見学会や出前講座などあらゆる機会を活用し、市民・事業者に対して、リサイクル推進の必要性について啓発活動に努める。 ・市ホームページ、広報紙、SNS等を通じてごみ減量やリサイクルの重要性についての啓発活動を行う。 ・ごみ収集カレンダー（分別収集日程表）、ごみ分別アプリを活用し、分別収集を周知する。
ごみの減量化	・資源ごみ回収推進団体奨励金制度のPR ・生ごみ処理装置設置補助金の推進 ・牛乳パック等紙製容器の拠点回収の実施 ・ペットボトル、白色トレイの拠点回収箇所の拡大

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

・分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分を、下表のとおり定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として 無色のガラス製容器包装 ガラス製の 茶色のガラス製容器包装 容器包装 その他ガラス製容器包装	ガラスびん
主として紙製容器であって、飲料を充填するためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	プラスチック資源
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するプラスチック製品	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

項 目	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器包装	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主としてアルミニウム製の容器包装	21 t		21 t		20 t		20 t		20 t	
無色のガラス製容器	(合計) 70 t		(合計) 70 t		(合計) 69 t		(合計) 69 t		(合計) 68 t	
	(引渡額) 70 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 70 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 69 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 69 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 68 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 63 t		(合計) 63 t		(合計) 62 t		(合計) 62 t		(合計) 62 t	
	(引渡額) 63 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 63 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 62 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 62 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 62 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t	
	(引渡額) 29 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 28 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 28 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 28 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 28 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	44 t		44 t		44 t		44 t		43 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 59 t		(合計) 59 t		(合計) 59 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 60 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 60 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 59 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 59 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 59 t
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	(合計) 122 t		(合計) 122 t		(合計) 121 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t	
	(引渡額) 122 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 122 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 121 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 120 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 119 t	(独自処理額) 0 t
プラスチック製品（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	60 t		60 t		59 t		59 t		58 t	
	(引渡額) 60 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 60 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 59 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 59 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 58 t	(独自処理額) 0 t

本計画における分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次のとおりとする。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(共通事項)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

単位：人

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
35,664 (対前年人口比) 99.36%	35,436 (対前年人口比) 99.36%	35,209 (対前年人口比) 99.36%	34,984 (対前年人口比) 99.36%	34,760 (対前年人口比) 99.36%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関して、分別収集を実施する主体は次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶 類	委託業者による定期回収	クリーンターかもめ
	スチール			
び ん	無色ガラス	びん類	委託業者による定期回収	クリーンターかもめ
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	委託業者による定期回収 （一部は集団回収）	クリーンターかもめ
	段ボール	段ボール	委託業者による定期回収 （一部は集団回収）	クリーンターかもめ
	その他紙製容器 包装	紙製容器包装	委託業者による拠点回収 （一部は集団回収）	クリーンターかもめ
プ ラ ス チ ッ ク	P E Tボトル	P E Tボトル	委託業者による定期回収 市による拠点回収	クリーンターかもめ
	プラスチック資源	プラスチック 製容器包装 プラスチック 製品	委託業者による定期回収 市による拠点回収	クリーンターかもめ 民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、次のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	集団にかかる 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶 類	コンテナ	2 t ダンプ車 パッカー車	クリーンターかもめ
アルミ				
無色ガラス	ガラス類	コンテナ	平ボディ車 パッカー車	クリーンターかもめ
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	梱包回収 （一部集団回収）	2 t ダンプ車 平ボディ車	クリーンターかもめ・ 民間業者
段ボール	段ボール	梱包回収 （一部集団回収）	2 t ダンプ車 パッカー車 平ボディ車	クリーンターかもめ・ 民間業者
その他紙製容器包 装	紙製容器包装	梱包回収 （一部集団回収）	2 t ダンプ車 パッカー車 平ボディ車	クリーンターかもめ 民間業者
PETボトル	PETボトル	コンテナ・ネット 等	2 t ダンプ車 パッカー車	クリーンターかもめ
プラスチック資源	プラスチック 製 容 器 包 装 プラスチック 製品	透明または半透 明の袋	2 t ダンプ車 パッカー車	クリーンターかもめ・ 民間業者

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第6号)

本分別収集計画を実行あるものとするため、今後継続定期にあるいは、新規に取り組む施策は次のとおりである。

- ・資源化物等を収集するための拠点を整備する。
- ・現在対応している分別収集を見直し、ごみの資源化を促進する。
- ・容器包装廃棄物の分別の区分・基準など、適正に排出されるよう各地区の環境衛生委員と協力して啓発を行う。
- ・自主的に資源ごみの回収活動を実施する団体に対して、報奨金の交付を継続する。